



特に重要な お知らせ

全溶連・福祉共済制度

- 団体定期保険＜事業所加入型＞
- 傷害補償・医療補償＜団体総合生活補償保険＞
- 長期収入サポート制度＜団体長期障害所得補償保険＞

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項および特に注意いただきたい事項を記載しています。

お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。

団体定期保険 ご契約の概要について【契約概要】

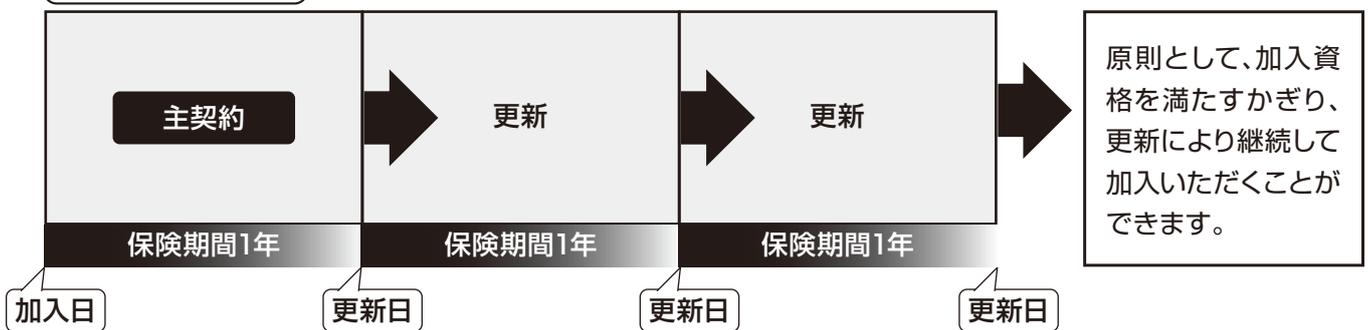
団体定期保険

この「契約概要」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。また、「契約概要」に記載の保障内容等は、概要を示しています。その他詳細につきましては、パンフレット・「注意喚起情報」等をご参照ください。

この保険の特徴

- この保険は、団体を契約者とし、その会員事業所のうち、加入資格を有する方全員に加入いただく会員事業所向けの団体保険です。
- 保険期間1年の定期保険で、原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により継続して加入いただくことができます。
- ご加入者(被保険者)の死亡・高度障がいに対する保障を確保できます。
- 保険料は毎年算出し、更新日から適用します。

しくみ図(イメージ)



主な保障内容

- 以下の場合に、保険金をお支払いします。

主契約	死亡保険金	保険期間中に、死亡された場合
	高度障がい保険金	保険期間中に、加入日(*)以後の病気やケガによって、所定の高度障がい状態になられた場合

※死亡保険金・高度障がい保険金のいずれかのお支払いがある場合、保障は終了します。
死亡保険金と高度障がい保険金を重複してお支払いすることはありません。

(*) その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については「加入日」を「増額日」と読替えます。

保障額と保険料

- 保険料は、毎年更新時に、ご加入者(被保険者)の加入状況等に基づき、契約(団体)ごとに算出し、変更します。
- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

保険期間

- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

加入資格

- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

受取人

- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

配当金

- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。配当金のお受取りがある場合、実質負担額(年間払込保険料から配当金を控除した金額)が軽減されます。
※ご加入や脱退の時期等により配当金をお受取りにできない場合があります。
- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

脱退による払戻金

- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。

制度運営および引受保険会社

- 当制度は、契約者である団体が生命保険会社と締結した団体定期保険契約に基づいて運営します。
- この団体定期保険契約が共同取扱契約の場合(この団体定期保険契約を複数の引受保険会社でお引受けしている場合)は、事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行います。引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。
- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

ご相談窓口・指定紛争解決機関

- ご照会・苦情につきましては、パンフレット等に記載の団体窓口までお問合せください。(なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じくパンフレット等に記載の日本生命窓口までご連絡ください。)
- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。詳細につきましては、「注意喚起情報」をご覧ください。

特に注意いただきたい事項について【注意喚起情報】

団体定期保険

この「注意喚起情報」は、ご加入(*)のお申込みに際して特に注意いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。また、お支払事由等および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項その他詳細につきましては、パンフレット・「契約概要」等必ずご参照ください。

(*)保障額を増額する場合、増額部分については、「ご加入」を「増額」、「加入日」を「増額日」と読替えます。

クーリング・オフ

- この保険契約は、団体を契約者とする保険契約であり、ご加入(*)のお申込みににはクーリング・オフの適用はありません。

告知に関する重要事項

告知の義務

- 被保険者となられる方の健康状態等について、事実のありのままを、正確にもれなく告知してください。(これを告知義務といいます。)

本人(主たる被保険者)のお申込みにあたり、複数名記入できる連記式の「申込書兼告知書」を使用する場合は、保険契約者が告知してください。

専用webサイトまたは単記式の「申込書兼告知書」等を使用する場合は被保険者となられる方で本人が告知してください。

告知内容によっては、ご加入(*)をお断りすることがありますが、傷病歴等があった場合でも、全てのご加入(*)のお申込みをお断りするものではありません。

- 引受保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)・団体事務担当者等に口頭でお伝えまたは資料提示されただけでは告知いただいたことになりません。必ず専用webサイトまたは指定された書面(「申込書兼告知書」等)にて告知してください。

正しく告知いただけない場合の取扱い

- 告知義務に違反された場合は、ご加入(*)を解除させていただきます。保険金をお支払いできないことがあります。

告知内容等の確認

- 後日、保険金をご請求の際に、告知内容等を確認させていただきます。

責任開始期

- 引受保険会社にご加入(*)を承諾した場合、所定の加入日(*)から保険契約上の責任を負います。ただし、被保険者の数が引受保険会社の定める数に満たない場合は、保険契約の効力は発生しません。(更新できません。)

※所定の加入日(*)については、「申込書兼告知書」、またはパンフレット等に記載された「効力発生日」です。

- 引受保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)には、ご加入(*)を承諾する権限がありません。

保険金をお支払いしない主な場合

- 次のような場合、保険金をお支払いしないことがあります。

【主契約】

○次のいずれかにより保険金のお支払事由に該当した場合

- ・加入日(*)からその日を含めて1年以内の被保険者の自殺によるとき
- ・保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意によるとき
- ・戦争その他の変乱によるとき

【高度障がい保険金】

○原因となる傷病が加入日(*)前に生じている場合

【すべての保険金】

- 告知義務違反による解除の場合
- 詐欺による取消の場合
- 不法取得目的による無効の場合
- 保険契約が失効した場合
- 重大事由による解除の場合

※詳細は、パンフレット等に記載しておりますのでご確認ください。

この保険契約から脱退いただく場合

- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。
- 詳細は、パンフレット等に記載しておりますので、ご確認ください。

制度内容の変更

- 団体の福利厚生制度の変更等により、制度内容が変更される場合があります。また、これに伴い、保険料率や付保特約、給付内容、加入資格等が変更される場合があります。

生命保険契約者保護機構

- 引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。引受保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、保険金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、保険金額等が削減されることがあります。
- 保険契約者保護の措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。

(お問合せ先)

生命保険契約者保護機構

TEL 03-3286-2820

月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)

午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

保険金のお支払いに関する留意事項

- お支払事由が発生する事象、保険金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等については、パンフレット等に記載しておりますので、ご確認ください。なお、保険金のご請求は、団体経由で行っていただく必要があります。
ご請求に応じて、保険金をお支払いする必要がありますので、保険金のお支払事由が生じた場合だけでなく、保険金のお支払いの可能性があると思われる場合や、お支払いに関してご不明な点が生じた場合等についても、速やかに団体のご相談窓口にご連絡ください。
- 保険金のお支払事由が生じた場合、ご加入の契約内容によっては、他の保険金等のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- 保険金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等の事例については、以下のニッセイのホームページをご参照ください。

ニッセイホームページ

<https://www.nissay.co.jp/hojin/oshirase/hokinuketori/>

ご相談窓口・指定紛争解決機関

- ご照会・苦情につきましては、パンフレット等に記載の団体窓口までお問合せください。(なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じくパンフレット等に記載の日本生命窓口までご連絡ください。)
- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。「生命保険相談所」・「連絡所」の連絡先は、ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/> をご覧ください。
なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

傷害補償・医療補償【契約概要のご説明】

団体総合生活補償保険（MS&AD型）

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社



重要事項のご説明

契約概要のご説明(団体総合生活補償保険(MS&AD型))

2025年10月

- ご加入に際して保険商品の内容をご理解いただくための事項をこの「契約概要のご説明」に記載しています。ご加入前に必ずお読みになり、お申込みくださいますようお願いいたします。
- この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細はパンフレット、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）または保険証券（注）などをご確認ください。また、ご不明な点につきましては、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。
（注）ご契約のしおり（普通保険約款・特約）、保険証券は保険契約者に交付されます。
- 申込人と被保険者が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いいたします。

1 商品の仕組み

(1) 商品の仕組み

団体総合生活補償保険は、次のとおり構成されています。詳細はパンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

基本となる補償	基本となる特約	補償の概要
ケガの補償	傷害補償(MS&AD型)特約	被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によってケガを被った場合に保険金をお支払いします。
病気の補償	疾病補償特約	被保険者が病気になり、その直接の結果として保険期間中に入院を開始した場合または手術などを受けた場合に保険金をお支払いします。

(2) 被保険者の範囲

- ①ご契約内容により被保険者となれる方が限定されている場合があります。また、特約によりご加入できる被保険者の年齢が決まっているものがあります。詳細はパンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。
- ②基本となる補償の被保険者は、ご本人となります。

2 基本となる補償等

(1) 保険金をお支払いする場合

「保険金をお支払いする場合」についての詳細は、パンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

(2) 保険金をお支払いできない主な場合

基本となる補償の保険金をお支払いできない主な場合は次のとおりです。また、セットする特約によりお支払いできない主な場合があります。詳細はパンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

（注）「保険金をお支払いできない主な場合」において、自動車等とは、自動車または原動機付自転車をいいます。

補償の種類	保険金をお支払いできない主な場合
ケガの補償	<ul style="list-style-type: none">●脳疾患、病気、心神喪失によるケガ●自動車等の無資格運転中、酒気帯び運転中、麻薬等を使用しての運転中のケガ●むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの（注1）●細菌性食中毒・ウイルス性食中毒●入浴中の溺水（引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合は、保険金をお支払いします）●原因がいかなるときでも、誤嚥によって発生した肺炎 など
病気の補償	<ul style="list-style-type: none">●保険期間（注2）の開始時より前に発病した病気（注3）の治療を目的とした入院・手術（注4）●麻薬、覚せい剤、シンナー等の使用による病気（医師が治療で使用する場合を除きます）●むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの（注1）●妊娠、出産による病気（異常妊娠等は除きます）●「特定疾病等対象外特約」がセットされている場合は、加入者証等に記載の病気 など

（注1）被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

（注2）継続加入の場合は継続されてきた最初の保険期間をいいます。

（注3）その病気やそのがんと医学上因果関係がある病気を含みます。

（注4）保険期間（注2）の開始時より前の発病について正しく告知して加入した場合や、特別な条件付きで加入している場合でも、保険金支払対象外となる場合があります。ただし、保険期間（注2）の開始時からその日を含めて365日を経過してからの入院・手術等は保険金をお支払いできることがあります。

(3) セットできる主な特約とその概要

ご希望によりセットできる主な特約の詳細は、パンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

(4) 保険金額の設定

保険金額の設定については、次の点にご注意ください。また、お客さまの保険金額については、パンフレット、加入申込票等をご確認ください。

保険金額・日額は、被保険者の年齢・収入・高額療養費制度等の公的保険制度（注）などを踏まえて設定してください。

（注）公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>）等をご確認ください。

(5) 保険期間

お客さまの保険期間については、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

3 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み

保険料は、保険金額、年齢および保険期間等により決まります。実際に払い込んでいただく保険料は、パンフレット、加入申込票等をご確認ください。

(2) 保険料の払込方法

お客さまの保険料の払込方法等については、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

4 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5 解約と解約返れい金

ご契約を解約する場合は、保険契約者を通じ、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。なお、解約に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還する場合があります。詳細は保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

傷害補償・医療補償【注意喚起情報のご説明】

団体総合生活補償保険（MS&AD型）

重要事項のご説明

注意喚起情報のご説明(団体総合生活補償保険(MS&AD型))

2025年10月

- ご加入に際して申込人・被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項をこの「注意喚起情報のご説明」に記載しています。ご加入前に必ずお読みになり、お申込みくださいますようお願いいたします。
- この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細はパンフレット、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）または保険証券（注）などをご確認ください。また、ご不明な点につきましては、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。
（注）ご契約のしおり（普通保険約款・特約）、保険証券は保険契約者に交付されます。
- 申込人と被保険者が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いいたします。

1告知義務（ご加入時にお申出いただく事項）

- （1）申込人または被保険者には、告知義務があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- （2）告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について故意または重大な過失によって、告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります（注）。加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。
（注）次において、[1]に該当したときは、ご契約を解除することがあります。

告知事項

[1] すべてのご契約

同じ被保険者について身体のケガまたは病気に対して保険金が支払われる他の保険契約等（注）の有無

（注）タフ・ケガの保険、団体総合生活補償保険、賠償責任保険等をいい、団体契約、生命保険、共済契約を含みます。

[2] 「疾病補償特約」をセットした場合

被保険者の生年月日、年令、健康状態告知。

ご注意

- 健康状態告知は、健康状態告知書質問事項をよくお読みのうえ、回答を「健康状態告知書質問事項回答欄」に正しくご記入ください。その際、必ず被保険者本人が回答内容について事実と相違ないことを確認のうえ、ご署名ください。また、回答内容により、ご契約をお引受けできない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 継続契約については、補償内容が拡大しない契約内容で継続する場合は告知事項とはなりません。
- 「健康状態告知についてのご案内」にも注意事項を記載していますので、あわせてご確認ください。
- 健康状態告知について、保険契約者または被保険者の故意または重大な過失により、回答がなかった場合や回答内容が事実と異なる場合には、保険期間の開始時（*）から1年以内であれば、ご契約を解除することがあります。また、保険契約の開始時（*）から1年を経過していても、回答がなかった事実または回答内容と異なる事実に基づく保険金支払事由が、保険期間の開始時（*）から1年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。
（*）継続加入の場合は、継続されてきた最初の保険期間の開始時となります。

2クーリングオフ説明書（ご契約のお申込みの撤回等）

この保険は、ご契約のお申込みの撤回または解除（クーリングオフ）はできません。

3傷害死亡保険金受取人

- ①被保険者本人の傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合、傷害死亡保険金は、被保険者本人の法定相続人にお支払いします。
- ②被保険者本人の傷害死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合または変更する場合には、必ず被保険者本人の同意を得てください。なお、同意のないままご加入された場合、保険契約は無効となります。

4現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約

- （1）現在のご契約について解約、減額などをする場合の不利益事項
多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は払込み保険料の合計額よりも少ない金額となります。
- （2）新たなご契約（団体総合生活補償保険）の申込みをする場合のご注意事項
 - ①被保険者の健康状態などにより、新たなご契約をお引受けできない場合があります。
 - ②次の病気等に対しては、保険金をお支払いできないことがあります。

病気の補償

新たなご契約の保険期間の開始時より前に発病していた病気

- ③新たなご契約の始期日における被保険者の年令により計算した保険料（注）を適用し、新たなご契約の普通保険約款・特約を適用します。そのため、新たなご契約の商品内容が、現在のご契約と異なることがあります。

（注）保険料の改定により、同じ年令でも保険料が異なることがあります。

5通知義務等（ご加入後にご連絡いただく事項）

次の事項が発生する場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。

特約の追加など、加入条件を変更する場合

6補償の開始・終了時期

- ①補償の開始：始期日の午後4時（保険申込書に異なる時刻が記載されている場合はその時刻）
- ②補償の終了：満期日の午後4時に終わります。

7保険金をお支払いできない主な場合

「契約概要のご説明」**2基本となる補償**等（2）保険金をお支払いできない主な場合をご確認ください。

8 保険料の払込猶予期間等の取扱い

分割払でご加入の場合、引受保険会社が傷害死亡保険金をお支払いすべき事故が発生したときには、未払込分の保険料を請求することがあります。

9 解約と解約返れい金

ご契約を解約する場合には、保険契約者を通じ、取扱代理店または引受保険会社までお申出ください。

- 契約の解約に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- 始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。

10 被保険者からの解約

被保険者が保険契約者以外の方で、次の①から⑥のいずれかに該当する場合は、その被保険者は、保険契約者にご契約の解約を求めることができます。この場合、保険契約者は、引受保険会社に対する通知をもって、ご契約を解約しなければなりません。

【被保険者が解約を求めることができる場合】

- ① この保険契約の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
- ② 保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次に該当する行為のいずれかがあった場合
 - ・ 引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等が発生させ、または発生させようとした場合
 - ・ この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとした場合
- ③ 保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当する場合
- ④ 他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
- ⑤ 保険契約者または保険金を受け取るべき方が、上記②から④までの場合と同程度にその被保険者のこれらの方に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生させた場合
- ⑥ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了などにより、この保険契約の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

※1 上記①に該当する場合は、その被保険者は、引受保険会社に対する通知をもって、保険契約を解約することができます。その際は本人であることを証明する資料等を提出してください。

※2 解約する範囲はその被保険者にかかる部分に限ります。

11 保険会社破綻時の取扱い

損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返れい金等は次のとおり補償されます。

補償内容	ケガの補償		病気の補償	
	保険金支払い	解約返れい金	保険金支払い	解約返れい金
補償割合	80% (注)	80%	90%	90%

(注) 破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した保険事故による保険金は100%補償されます。

※上記以外の保険金、解約返れい金等の補償割合については、引受保険会社または取扱代理店までお問合わせください。

12 個人情報の取扱いについて

本保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申込みください。

【個人情報の取扱いについて】

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社グループ会社（海外にあるものを含む）が他の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則（第53条の10）により、利用目的が限定されています。

詳細については、あいおいニッセイ同和損害保険（株）のホームページ（<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>）をご覧ください。

<その他ご注意くださいこと>

■危険を有する職業に変更した場合のご注意

被保険者がテストライダー、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、プロボクサー、プロレスラー等の職業に変更した場合は、その職業に従事するケガについては保険金をお支払いできません。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

■ご契約内容および事故報告内容の確認について

損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適切かつ迅速・確実なお支払いを確保するため、契約締結および事故発生の際、同一被保険者または同一事故にかかるご契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っています。確認内容は、上記目的以外には用いません。ご不明の点は、引受保険会社までお問合わせください。

※具体的には、損害保険の種類、保険契約者名、被保険者名、保険金額、被保険者同意の有無、取扱損害保険会社等の項目について確認を行っています。

■無効・取消し・失効について

(1) 次のいずれかの場合は、この保険契約は無効となります。①は、既に払い込んだ保険料は返還できません。②は、保険料の全額を返還します。

① 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約を締結した場合

② 被保険者本人の法定相続人以外の方を傷害死亡保険金受取人とする場合に、保険契約者以外の方を被保険者本人とする保険契約について、その被保険者本人の同意を得なかった場合

(2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって契約を締結した場合は、この保険契約は取消しとなる場合があります。この場合、既に払い込んだ保険料は返還できません。

(3) 次の場合は、この保険契約は失効となります。この場合、既に払い込んだ保険料は普通保険約款・特約に定める規定により返還します。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。（注1）

・ 被保険者が死亡（注2）したとき

（注1）上記以外にも保険金をお支払いした場合等に失効となる特約があります。詳細は、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

（注2）傷害死亡保険金をお支払いするケガにより被保険者が死亡した場合は、傷害保険金部分の保険料は返還できません。

■重大事由による解除

次のことがある場合には、ご契約または特約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ・損害または事故等が発生させ、または発生させようとしたこと。
- ② 被保険者または保険金を受け取るべき方が保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④ 複数の保険契約に加入することで被保険者の保険金額等の合計額が著しく過大となる場合
- ⑤ 上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生させたこと。

■税法上の取扱い（2025年7月現在）

保険料負担者が個人の場合は、払い込んだ保険料のうち、ご加入内容により所定の金額について、税法上の生命保険料控除の対象となります。
※上記「税法上の取扱い」は、今後の税制改正により変更となる場合がありますので、ご注意ください。

■請求権等の代位について

所得補償保険金等について、損害が発生したことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合に、引受保険会社がその損害に対して保険金をお支払いしたときは、その債権は引受保険会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

- (1) 引受保険会社が損害の額の全額を保険金としてお支払いした場合：被保険者が取得した債権の全額
- (2) 上記（1）以外の場合：被保険者が取得した債権の額から、保険金をお支払いしていない損害の額を差し引いた額

（注）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

※1 所得補償保険金のお支払いの前に、被保険者が第三者から損害賠償を受け、その損害賠償に所得補償保険金に相当する額が含まれている場合は、引受保険会社はその額を差し引いた損害の額に対して所得補償保険金をお支払いします。

※2 上記以外の保険金についても請求権等の代位に関して規定されている場合があります。詳細はご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

■事故が起こった場合

1 事故が起こった場合

- (1) 事故が起こった場合、30日以内に取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- (2) 他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申出ください。

2 保険金の支払請求時に必要となる書類等

被保険者または保険金を受け取るべき方は、＜別表「保険金請求書類」＞のうち引受保険会社が求める書類を提出する必要があります。なお、必要に応じて＜別表「保険金請求書類」＞以外の書類のご提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

3 保険金のお支払時期

引受保険会社は被保険者または保険金を受け取るべき方より保険金請求書類の提出を受けた後その日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要となる事項の確認を終えて、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査が必要な場合には、引受保険会社は普通保険約款・特約に定める期日までに保険金をお支払いします。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

4 保険金の代理請求

被保険者に保険金を請求できない次のような事情がある場合に、下記【被保険者の代理人となりうる方】が被保険者の代理人として保険金を請求することができる制度（「代理請求制度」といいます）があります（被保険者に法定代理人がいる場合や第三者に保険金の請求を委任している場合は、この制度は利用できません）。

- 保険金等の請求を行う意思表示が困難であると引受保険会社が認めた場合
- 引受保険会社が認める傷病名等の告知を受けていない場合 など

【被保険者の代理人となりうる方】

- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）
- ② 上記①の方がいない場合や、上記①の方が保険金を請求できない事情がある場合には、その被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③ 上記①および②の方がいない場合や、上記①および②の方に保険金を請求できない事情がある場合には、上記①以外の配偶者（注）または上記②以外の3親等内の親族

（注）法律上の配偶者に限ります。

万一、被保険者が保険金を請求できない場合に備えて、上記に該当する方々にご契約の存在や代理請求制度の概要等をお知らせくださるようお願いいたします。被保険者の代理人からの保険金の請求に対して引受保険会社が保険金をお支払いした後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、引受保険会社は保険金をお支払いできません。

5 保険金請求権の時効

保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。保険金請求権が発生する時期等、詳細はご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

<別表「保険金請求書類」>

(1)	保険金請求書（個人情報の取扱いに関する同意を含みます）	
(2)	引受保険会社の定める傷害（疾病・損害など）状況報告書 ※事故日時、発生場所、原因等を申告する書類をいいます。また、事故状況を確認するためにこの報告書の他、(5)～(6)に掲げる書類も必要な場合があります。	
(3)	被保険者であることを確認する書類	
	書類の例	・ 家族関係の証明書類（住民票、戸籍謄本） など
(4)	保険金の請求権をもつことの確認書類	
	書類の例	・ 印鑑証明書、資格証明書 ・ 戸籍謄本 ・ 委任状 ・ 未成年者用念書 【質権が設定されている場合】・ 質権者への支払確認書 ・ 保険金直接支払指図書 ・ 債務額現在高通知書 など
(5)	ケガに関する保険金を請求する場合に必要な書類	
	① 保険事故の発生を示す書類	
	書類の例	・ 公的機関が発行する証明書（事故証明書など） ・ 死亡診断書または死体検案書 など
	② 保険金支払額の算出に必要な書類	
	書類の例	・ 引受保険会社の定める診断書 ・ 領収書 ・ 後遺障害診断書 ・ レントゲン等の検査資料 など
	③ その他の書類	
	書類の例	・ 運転資格を証する書類（免許証など） ・ 調査同意書（引受保険会社がケガの状況や程度などの調査を行うために必要な同意書） など
(6)	疾病に関する保険金を請求する場合に必要な書類	
	① 保険金支払額の算出に必要な書類	
	書類の例	・ 引受保険会社の定める診断書または領収書 ・ 先進医療費用の支出を証する書類 など
	② その他の書類	
	書類の例	・ 調査同意書（引受保険会社が疾病の状況や程度などの調査を行うために必要な同意書） など

<ご加入いただく内容に関する確認事項(ご意向の確認)>

この保険商品およびご契約プランは、引受保険会社で把握したお客さま情報およびご意向に基づき提案させていただいております。加入申込票にご記入の内容が、最終的にお客さまのご意向に沿った内容であるか再度ご確認、ご了解のうえご加入ください。また、払い込む保険料が正しいものとなるよう保険料算出に関わる事項などについてもご確認ください。その結果、修正すべき点があった場合は、加入内容を訂正させていただきます。なお、ご不明な点などございましたら保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

●今回お申込みのご契約についてご確認をお願いいたします。

1. 被保険者に関する「氏名」「生年月日」「年齢」「性別」について、すべて正しい内容となっていることをご確認ください。
2. 「他の保険契約等」「保険金請求歴」について、正しい内容となっていることをご確認ください。
3. 下記項目について、お客さまのご意向どおりとなっていることをご確認ください。

①補償内容（お支払いする保険金、保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない場合など）

②保険金額（ご契約金額）（型やパターンなど）

③被保険者の範囲（ご本人のみの補償、ご家族を含めての補償など）

※保険期間、保険料に関する事項および契約者配当金制度の有無については「契約概要のご説明」に記載のとおりのご設定であることをご確認ください。

4. 補償が重複する可能性のある特約をセットした他のご契約の有無をご確認いただき、特約のセット要否をご確認ください。

●現在ご加入のご契約（満期を迎えるご契約）にご不明な点がある場合には、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお申出ください。

お問合わせ窓口

保険商品・契約内容に関するお問合わせ

【取扱代理店】	株式会社星和ビジネスリンク
【電話番号】	0120-288-270 ※おかけ間違いにご注意ください。

引受保険会社の連絡・相談・苦情窓口

引受保険会社へのご相談・苦情がある場合

0120-101-060(無料)

- 受付時間 平日 9:00~17:00
- 土・日・祝日および年末年始は休業させていただきます。
- ご加入の団体名(会社・官公庁・学校・組合・会等)をお知らせください。「加入者証」等を所持している場合、お手元にご用意ください。
- 一部のご用件は営業店等からのご対応となります。

事故が起こった場合

遅滞なくご加入の取扱代理店または下記にご連絡ください。

あいおいニッセイ同和損保
あんしんサポートセンター

0120-985-024(無料)

- 受付時間 24時間 365日
- おかけ間違いにご注意ください。
- IP電話からは 0276-90-8852(有料)におかけください。

指定紛争解決機関

引受保険会社との間で問題を解決できない場合

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

[ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)] 0570-022-808

- 受付時間[平日 9:15~17:00(土・日・祝日および年末年始を除きます)]
- 電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は利用できません。
- 携帯電話からも利用できます。
- 電話リレーサービス、IP電話からは 03-4332-5241 におかけください。

- おかけ間違いにご注意ください。
- 詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>)

<引受保険会社>

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

重要事項のご説明

令和5年10月1日
以降始期契約用

【契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明】

- この書面は、団体長期障害所得補償保険および債務返済支援特約付団体長期障害所得補償保険に関する重要な事項を説明しています。
ご契約前に必ずお読みになり、お申込みくださいますようお願いいたします。
- この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」および「協定事項明細書(協定書)」(以下「協定書」といいます)をご確認ください。「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」は、必要に応じて代理店・取扱者または当社へご請求ください。ご不明な点につきましては、代理店・取扱者または当社までお問い合わせください。
- 「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」は、ご契約後、保険証券とともにお届けします。
- ご契約の手続き完了後、1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、当社までお問い合わせください。ご契約後に当社から確認の連絡をすることがあります。

▶ 被保険者の方にこの書面の内容を必ずお伝えくださいますようお願いいたします。

しおり このマークの項目は、「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」に記載しています。

契約概要

ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください

- ### I. 契約締結前におけるご確認事項
- 1 商品の仕組み
 - 2 基本となる補償、支払基礎所得額および保険金額の設定等
 - 3 保険料の決定の仕組みと払込方法等
 - 4 滞り遅れい金・契約者配当金
- ### III. 契約締結後におけるご注意事項
- 1 通知義務等(ご契約後にご連絡いただく事項)
 - 2 解約と解約返れい金
 - 3 被保険者からの解約

- その他、ご留意いただきたいこと
- 5 お問合わせ窓口
 - 6

II. 契約締結時におけるご注意事項

▶ この書面における主な用語についてご説明します。

協定書	保険契約締結の際、当社と保険契約者の間で協議のうえ保険契約の内容を定める書類をいいます。
支払基礎所得額	保険金の算出の基礎となる協定書に記載された所得の額をいいます。
就業障害	身体障害を振り、就業に支障が発生している特約または協定書に記載された状態をいいます。なお、死亡した後は就業障害とはなりません。
身体障害	傷重(ケガ)といいますが、傷重(傷重)といいますが、ケガにはケガの原因となった事故を含みます。
特約	オプションとなる補償内容など普通保険約款に定められた事項について、特別に補充・変更する事項を定めたものです。
被保険者	保険契約により補償の対象となる方をいいます。
普通保険約款	保険契約内容について、原則的な事項を定めたものです。
保険金額	保険契約により保険金をお支払いする事由が発生した場合は、当社がお支払いする保険金の額をいいます。
保険契約者	当社に保険契約の申込みをする方であって、保険料の支払義務を負う方をいいます。
保険料	保険契約者が保険契約に基づいて当社に払い込むべき金額をいいます。
約定給付率	保険金の算出の基礎となる協定書に記載された率をいいます。

I. 契約締結前におけるご確認事項

1 商品の仕組み

(1) 商品の仕組み

この説明書では、**団体長期障害所得補償保険** [債務返済支援特約付団体長期障害所得補償保険] を説明しています。基本となる補償、主な特約は以下のとおりです。

保険種類	基本となる補償	任意にセットできる主な特約	自動でセットされる主な特約
団体長期障害所得補償保険(人数方式)	身体障害による就業障害時の損失を補償	<ul style="list-style-type: none"> ■ 妊娠に伴う身体障害補償特約 ■ 就業障害定義緩和(三大疾病)特約 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 精神障害補償特約 ■ 業務上の身体障害のみ補償特約 ■ 親介護一時金支払特約
団体長期障害所得補償保険(売上高方式)		—	<ul style="list-style-type: none"> ■ 精神障害補償特約 ■ 天災危険補償特約 ■ 保険料の払込方法等に関する特約(売上高方式契約用)
債務返済支援特約付団体長期障害所得補償保険		—	<ul style="list-style-type: none"> ■ 債務返済支援特約

※基本となる補償部分を解約し、補償が終了した場合は、その契約にセットされた特約(親介護一時金支払特約等)の補償も終了します。

(2) 被保険者の範囲

①基本となる補償部分の被保険者の範囲は、以下のとおりです。

団体長期障害所得補償保険	会社員の方など、働いて収入(所得)を得ている方で、事前に保険契約者と協定した範囲の方のうち、始期日時点における年令が満15才から満69才までの方
債務返済支援特約付団体長期障害所得補償保険	会社員の方など、働いて収入(所得)を得ている方で、保険契約者(金融機関等)から住宅ローン等を借り入れている方 ※始期日時点における年令に制限があります。詳細は代理店・取扱者または当社までお問い合わせください。

②親介護一時金支払特約の被保険者(以下、「特約被保険者」といいます)は、上記①の基本となる補償部分の被保険者またはその配偶者の親に限ります。また、加入いただける特約被保険者の年令の範囲が決まっています。詳細は代理店・取扱者または当社までお問い合わせください。

2 基本となる補償、支払基礎所得額および保険金額の設定等

(1) 基本となる補償

保険金をお支払いする主な場合および保険金をお支払いできない主な場合は次のとおりです。詳細は普通保険約款・特約および協定書をご確認ください。

保険金の種類	お支払いする主な場合	お支払いできない主な場合
	<p>身体障害を被り、その直接の結果として保険期間中に就業障害が開始した場合に、てん補期間(注1)中の就業障害である期間1か月について、支払基礎所得額を基に協定書に記載の方法により算出した額を保険金としてお支払いします。ただし、てん補期間中の就業障害である期間1か月について、被保険者1名につき最高保険金支払月額(注2)を限度とします。</p> <p>※てん補期間中における就業障害である期間が1か月に満たない場合は1か月未満の日数がある場合、その日数については1か月に30日とした日割計算により保険金の額を決定します。</p>	<p>①保険期間開始時(注3)より前に就業障害の原因となった身体障害を被っていた場合(注4)。ただし、協定書に別の定めがある場合を除きます。</p> <p>②次のいずれかによって被った身体障害による就業障害</p> <ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ●治療を目的として医師が使用した場合以外における被保険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用 ●被保険者の妊娠、出産、早産または流産 ●むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの(注5) ●自動車等の無資格運転中、酒気帯び運転中のケガ ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ●発熱等の他覚的症状のない感染 ●被保険者が被った精神障害 <p>③健康に関する告知の回答内容等により補償対象外となっている病気等(保険証券に記載されます)による就業障害など</p>

基本となる補償の保険金

※保険金支払対象外の身体障害の影響などにより、保険金を支払うべき身体障害の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。

(注1)当社が保険金をお支払いする限度とする期間で免責期間(※)終了日の翌日からその日を含めて協定書に記載された期間をいいます。

(※)保険金をお支払いできない協定書に記載された就業障害が継続する期間をいいます。

(注2)1被保険者について、1か月あたりの保険金支払の最高限度となる協定書に記載された金額をいいます。

(注3)継続契約の場合は、継続されてきた最初の保険期間開始時となります。

(注4)この取扱いは、「ご契約時に正しく告知をして契約した場合」または「契約時に自覚症状がない身体障害であってもそれが保険期間開始時(注3)よりも前に被ったものである場合」にも適用されますのでご注意ください。

契約概要

(2) 複数のご契約があるお客さまへ

被保険者またはそのご家族が契約されている他の保険契約等(異なる保険種類の特約や当社以外の保険契約または共済契約を含みます)により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。

補償が重複すると、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金を支払われない場合があります。

補償内容の差異や保険金額等を確認し、契約の要否を判断のうえ、ご契約ください。

※複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみでセットされている場合、契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主な契約>

今回の保険契約	補償の重複が発生する他の保険契約の例
団体長期障害所得補償保険	他の団体長期障害所得補償保険
所得補償保険	所得補償保険

(3) 主な特約の概要

主な特約とその概要を記載しています(別に定める保険料の払込みが必要となる場合があります)。詳細および記載のない特約については普通保険約款・特約および協定書をご確認ください。

精神障害補償特約	約款所定の精神障害を原因として発生した就業障害について、免責期間終了日の翌日から起算して24か月を限度として保険金をお支払いする特約です。
親介護一時金支払特約	特約被保険者(基本となる補償部分の被保険者またはその配偶者の親のうち、加入時に指定した方)が約款所定の要介護状態となり、その状態が保険証券記載のフランチャイズ期間を超えて継続した場合に、保険金をお支払いする特約です。
就業障害定義緩和(三大疾病)特約	被保険者が三大疾病(がん、急性心筋梗塞および脳卒中)を被った場合、免責期間中の就業障害の定義を、「業務に全く従事できないこと」から、「業務に全く従事できないまたは業務に一部従事できないこと」に緩和する特約です。

(4) 支払基礎所得額および保険金額の設定

支払基礎所得額および保険金額の設定については、次の点にご確認ください。また、お客さまの支払基礎所得額および保険金額は、保険申込書および協定書をご確認ください。

①この保険の支払基礎所得額は、被保険者の加入する公的保険制度(健康保険法等)の法律に基づく保険制度をいいます(注)による給付内容を勘案し、次のとおり設定してください。なお、支払基礎所得額に約定給付率を乗じた額が平均月間所得額(注1)を超える場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんのでご注意ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

注意喚起情報

(注5)被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

※保険金の支払額の算出方法には、「定率型」と「定額型」があります。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。

定率型の場合	団体長期障害所得補償保険（人数方式） ：健康保険法に基づいて届け出た標準報酬月額を超えない範囲で設定してください。 団体長期障害所得補償保険（売上高方式） ：月額給与で設定してください。
定額型の場合	団体長期障害所得補償保険（人数方式）・（売上高方式） ：所得（注2）の平均月額額に対して次の範囲内となるよう設定してください。 ●健康保険、共済保険の加入者（給与所得者など）：50%（注3） ●国民健康保険の加入者（自営業の方など）：70%

- ② 親介護一時金支払特約の保険金額はお引受けの限度額があります。
- ③ 債務返済支援特約付団体長期障害所得補償保険の支払基礎所得額は、保険契約者と被保険者間で交わされた金銭消費貸借契約に基づく返済予定月額以下で設定してください。なお、支払基礎所得額が平均月額所得額（注1）を超える場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

※債務返済支援特約付団体長期障害所得補償保険の取扱いは、団体長期障害所得補償保険（人数方式）に準じます。

（注1）就業障害が開始した日の属する月の直前12か月における被保険者の所得の平均月額額をいいます。ただし、就業規則等に基づく出産・育児または介護を目的とした休業を取得していたことにより所得が減少している場合は、客観的かつ合理的な方法により計算します。

（注2）業務に従事することによって得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から、就業障害となることにより支出を免れる金額を控除したものをいいます。ただし、就業障害の発生にかかわらず得られる収入は所得に含まれません。

（注3）公的保険制度において傷病手当金の支給対象となる被保険者（給与所得者）については、免責期間が1年6か月以上の場合は、70%とします。

(5) 保険期間および補償の開始・終了時期

- ① 保険期間：1年間です。
- ② 補償の開始：始期日の午後4時（保険申込書に異なる時刻が記載されている場合はその時刻）に始まり、満期日の午後4時に終わります。

3 保険料の決定の仕組みと払込方法 等

(1) 保険料の決定の仕組み

- ① 保険料は次の要素によって決まります。実際に契約する保険料は、保険申込書をご確認ください。

団体長期障害所得補償保険（人数方式）	支払基礎所得額、保険金額、年齢、性別、免責期間、てん補など
団体長期障害所得補償保険（売上高方式）	業種、売上高、支払基礎所得額、保険金額、免責期間、てん補など

- ② この保険の最低保険料は1保険契約につき1,000円となります。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。

※債務返済支援特約付団体長期障害所得補償保険の取扱いは、団体長期障害所得補償保険（人数方式）に準じます。

（注）当社が保険金をお支払いする限度とする期間で免責期間（*）終了日の翌日からその日を含めて協定書に記載された期間をいいます。

（*）保険金をお支払いできない協定書に記載された就業障害が継続する期間をいいます。

(2) 保険料の払込方法

- ① 保険料の払込方法はご契約と同時に全額を払い込む一時払と、複数回に分けて払い込む分割払があります。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。
- ② ご契約内容により、次のいずれかの方式で保険料を払い込んでいただきます。

団体長期障害所得補償保険	暫定保険料・ 確定精算不要方式 （全員加入型の場合）	契約開始時点で、前年の支払基礎所得額等に基づいて算出した保険料または保険契約者の業種および売上高に基づいて算出した保険料を確定保険料として払い込み、保険期間終了後の確定精算は行わない方式です。（注）
団体長期障害所得補償保険（人数方式）	暫定保険料・ 確定精算方式 （全員加入型の場合）	契約開始時点で、前年の支払基礎所得額等に基づいて算出した暫定保険料を払い込み、保険期間終了後に確定精算する方式です。なお、確定保険料は、実際の支払基礎所得額の保険期間中の合計額に保険申込書記載の精算料率を乗じた額となります。
	確定保険料 前払方式 （任意加入型の場合）	契約開始時点で、前年の支払基礎所得額等に基づいて算出した被保険者1名ごとの確定の保険料を払い込む方式です。

※1 全員加入型とは、団体の構成員全員を被保険者とし、保険契約者が一括して全員分の保険料を払い込む加入方式です。任意加入型とは、団体の構成員のうち、加入希望者のみを被保険者とし、保険契約者が被保険者から集金して、保険料を払い込む加入方式です。

※2 債務返済支援特約付団体長期障害所得補償保険の取扱いは、団体長期障害所得補償保険（人数方式）に準じます。

（注）この保険契約が失効・解除・解約（中途更改を含みます）となった場合、またはこの保険契約の満期後に団体長期障害所得補償保険の保険契約を継続しない場合（売上高方式から人数方式に変更する場合は含みます）は、確定精算をしていただきます。

- ③ 保険料は、保険料の払込みが猶予される場合を除き、ご契約およびご契約内容の変更と同時に払い込んでください。始期日以降であっても、代理店・扱者または当社が保険料を領収する前に発生した就業障害等に対しては保険金をお支払いできません。

(3) 保険料の払込猶予期間等の取扱い

- 第2回目以降の分割保険料は、保険料払込日までに払い込んでください。保険料払込日までに保険料の払込みがない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除する場合があります。

※詳細は普通保険約款・協定書をご確認ください。また、普通保険約款・協定書により払込みが猶予されている場合は、ご契約手続き後、所定の保険料払込日までに払い込んでください。

4 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

II. 契約締結時におけるご注意事項

1 告知義務(ご契約時にお申出いただいたく事項)

(1) 保険契約者または被保険者になる方には、ご契約時に危険(注)に関する重要な事項として当社が告知を求めた項目(保険申込書(付属書類を含みます)上の「※」印の項目(告知事項))について、事実を正確に告知する義務(告知義務)があります。

(注) 身体障害の発生の可能性をいいます。

(2) 故意または重大な過失によって、告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合、ご契約を解除することや保険金をお支払いできないことがあります(次の(共通)に該当した場合は、ご契約を解除することがあります)ので、今一度、告知内容をご確認ください。

告知事項

団体長期障害所得補償保険(人数方式)：被保険者の生年月日・年令・性別、被保険者の健康に関する告知(注1)(注2)(注3)(注4)(注5)

団体長期障害所得補償保険(売上高方式)：保険契約者(被保険者の範囲に子会社・関連会社を含める場合は、子会社・関連会社も含みます)の業種名・業種コード・売上高、被保険者の健康に関する告知(注1)(注5)(注6)

共通：同じ被保険者について身体障害による就業障害に対して保険金が支払われる他の保険契約等(注7)の有無

※債務返済支援特約付団体長期障害所得補償保険の取扱いは、上記団体長期障害所得補償保険(人数方式)に準じます。

(注1)健康に関する告知とは、「健康状態告知」または「健康状況告知」をいいます。

(注2)健康に関する告知は、質問事項をよくお読みになったうえ、回答を「回答欄」に正しくご記入ください。その際、必ず被保険者ご自身(*)が回答内容について事実と相違ないことを確認のうえ、ご署名ください。また、回答内容により、契約をお引受けできない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(注3) 親介護一時金支払特約をセットする場合は健康に関する告知の回答にあたっては、基本となる補償部分の被保険者が必ず特約被保険者の方に質問事項と告知についてのご案内に記載された事項をすべて説明し、回答内容をそのままご記入ください。

※基本となる補償部分の被保険者が、親介護一時金支払特約の特約被保険者を代理してご回答ください。

(注4) 継続契約については、補償内容が拡大しない契約内容で継続する場合は告知事項とはなりません。(注5) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失により、回答がなかった場合や回答内容が事実と異なっている場合には、保険期間の開始時(*)から1年以内であれば、ご契約を解除することがあります。また、保険期間の開始時(*)から1年を経過していても、回答がなかった事実または回答内容と異なる事実に基づく保険金支払事由が、保険期間の開始時(*)から1年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。

(*) 継続契約の場合は、継続されてきた最初の保険期間の開始時となります。

(注6) 健康に関する告知は、質問事項をよくお読みになったうえ、保険契約者が一括して被保険者の告知についてご回答ください。

(注7) 所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等をい、いづれも団体契約、生命保険、共済契約を含みます。

2 クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等)

注意喚起情報

この保険は保険期間が1年のみとなるため、ご契約のお申込み後に、お申込みの撤回または契約の解除(クーリングオフ)を行うことはできません。

3 現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約

注意喚起情報

(1) 現在のご契約について解約、減額などをする場合の不利益事項
多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は払込み保険料の合計額より少ない金額となります。

(2) 新たな契約(団体長期障害所得補償保険、債務返済支援特約付団体長期障害所得補償保険)の申込みをする場合のご注意事項

- ① 被保険者の健康状態などにより、新たな契約をお引受けできない場合があります。
- ② 新たな契約の保険期間の開始時より前に就業障害の原因となった身体障害を被っていた場合、保険金をお支払いできないことがあります。
- ③ 新たな契約の始期日における被保険者の年令または保険契約者の業種および売上高により計算した保険料(注)を適用し、新たな契約の普通保険約款・特約を適用します。そのため、新たな契約の商品内容が、現在のご契約と異なることがあります。
(注) 保険料の改定により、同じ年令または業種・売上高でも保険料が異なることがあります。

4 保険料算出のための確認資料

注意喚起情報

ご契約の際に、保険料を算出するために必要な資料(注)を当社にご提出いただきます。

詳細は、代理店・取扱者または当社までお問合わせください。

(注) 当社様式による「同意申告書 兼 告知書」等をいいます。

III. 契約締結後におけるご注意事項

1 通知義務等(ご契約後にご連絡いただく事項)

注意喚起情報

ご契約後、次の事項が発生した場合には、ご契約内容の変更等が必要となります。遅滞なく代理店・取扱者または当社までご連絡ください。

- ① 保険契約者の住所または連絡先を変更した場合
- ② ご契約時に支払基礎所得額に約定給付率を乗じた額を保険契約締結直前12か月にわたる被保険者の所得(注)の平均月間額より高く設定していたことが判明した場合
- ③ ご契約後に被保険者の所得(注)の平均月間額が著しく減少した場合

(注) 業務に従事することによって得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から、就業障害となることにより支出を免れる金額を控除したものをいいます。ただし、就業障害の発生にかかわらず得る収入は所得に含まれません。

2 解約と解約返れい金

契約概要

注意喚起情報

ご契約を解約する場合は、代理店・扱者または当社まで速やかにお申し出ください。

(1) ご契約の解約に際しては、契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。

(2) 解約の条件によって、解約日から満期日までの期間等に応じて、解約返れい金を返還します。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。

(3) 始期日から解約日までの期間に応じて払い込むべき保険料の払込状況により、追加の保険料を請求する場合があります。追加で請求したにも関わらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。

3 被保険者からの解約

注意喚起情報

被保険者が保険契約者以外の方の場合、約款所定の事由があるときは、被保険者は保険契約者にご契約の解約を求めることができます。この場合、保険契約者にご契約を解約しなければなりません。

※解約する範囲はその被保険者にかかる部分に限ります。

被保険者とは被保険者が異なる場合で、被保険者が解約を希望するとき
「被保険者による保険契約の解約請求について」参照

その他、ご留意いただきたいこと

1 契約取扱者の権限

注意喚起情報

契約取扱者が代理店または社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。

2 保険会社破綻時の取扱い

注意喚起情報

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金、解約返れい金等は90%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故による保険金は100%補償されます。

3 個人情報の取扱い

注意喚起情報

この保険契約に関する個人情報、当社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、当社およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査

および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

①当社およびグループ会社の商品・サービス等の例	損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス
②提携先等の商品・サービスのご案内の例	自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。

● 契約等の情報交換について

当社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

● 再保険について

当社は、この保険契約に関する個人情報、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等(海外にあるものを含む)に提供することがあります。

当社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、グループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、当社ホームページ(P.6参照)をご覧ください。

4 重大事由による解除

次のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約および特約を解除することがあります。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできません。

- ① 保険契約者、被保険者、保険金受取人が、保険金を支払わせることを目的として身体障害等が発生させた場合
- ② 保険契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ③ 被保険者または保険金受取人が保険金の請求について詐欺を行った場合
- ④ 親介護一時金支払特約をセットした場合、複数の保険契約に加入することで特約被保険者の保険金額の合計額が著しく過大となるとき

5 事故が起こった場合

事故が起こった場合には、30日以内に代理店・扱者または当社までご連絡ください。ご連絡がないと、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。また、保険金の請求を行うときは、普通保険約款・特約に定める保険金請求に必要な書類のほか、「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」の「保険金の支払請求時に必要となる書類等」に定める書類等を提出していただく場合があります。

事故時のお手続き等について知りたい場合

 「事故が起こった場合の手続き」参照

6 共同保険について

当社および他の損害保険会社との共同保険契約となる場合には、各引受保険会社は分担割合に応じて、連帯することなく単独別個に責任を負います。

7 継続契約について

(1) 保険金請求状況、年令、売上高などによっては、保険期間終了後、ご契約を継続できないことまたは補償内容を変更させていただくことがあります。

(2) 継続前の契約に比べて補償内容を拡大する場合は、健康状態によって、ご契約を継続できないことまたは補償内容を変更させていただくことがあります。

(3) 継続契約の始期日における被保険者の年令または保険契約者の業種および売上高等によって、継続契約の保険料は、継続前契約の保険料と異なることがあります。

(4) 当社が、普通保険約款、特約、保険料率等を改定した場合、改定日以降を始期日とする継続契約には、その始期日における普通保険約款、特約、保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償内容や保険料が継続前のご契約と異なることまたはご契約を継続できないことがあります。あらかじめご了承ください。

※債務返済支援特約付団体長期障害所得補償保険は、保険契約者との間で保険期間1年間で締結しています。したがって、継続の時期にその時点のローン残高、残存期間、約定金利などに基づき年間返済予定額を算出し、保険金額および保険料を見直します。また、一定年数ごとに保険料率を見直すため、保険料が変更となる場合があります。あらかじめご了承ください。

8 請求権等の代位について

保険金について、損失が発生したことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(注)を取得した場合において、当社がその損失に対して保険金をお支払いしたときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

(1) 当社が損失の額の全額を保険金としてお支払いした場合

被保険者が取得した債権の全額

(2) 上記(1)以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金をお支払いしていない損失の額を差し引いた額

(注) 共同行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

※保険金のお支払いの前に、被保険者が第三者から損害賠償を受け、その損害賠償に保険金に相当する額が含まれている場合は、当社はその額を差し引いた損失の額に対して保険金をお支払いします。

その他、下記の項目は「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご確認ください。

 「無効、取消し、失効について」、「ご契約内容、事故報告内容および金銭消費貸借契約内容の確認について」(注)、「生命保険料控除(介護医療保険料控除)について」

(注) 金銭消費貸借契約内容の確認については、債務返済支援特約付団体長期障害所得補償保険のみが該当します。

お問合わせ窓口

1 保険会社の連絡・相談・苦情窓口

当社へのご相談・苦情がある場合

0120-101-060 (無料)

【受付時間】平日9:00～17:00
(土・日・祝日および年末年始は休業させていただきます)

※ご契約の団体名(会社・官公庁・学校・組合・会等)をお知らせください。「保険証券」加入者証等をお持ちの場合、お手元にご用意ください。
※一部のご利用は営業店等からのご対応となります。

事故が起こった場合

遅滞なくご契約の代理店・扱者または下記にご連絡ください。

あいおいニッセイ同和損保
あんしんサポートセンター

0120-985-024 (無料)

※受付時間【24時間365日】

※IP電話からは**0276-90-8852** (有料)におかけください。

※おかけ間違いにご注意ください。

2 指定紛争解決機関について

当社との間で問題を解決できない場合

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

そんぽADRセンター (損害保険相談・紛争解決サポートセンター)

【ナビダイヤル】

(全国共通・通話料有料) **0570-022-808**

- 受付時間【平日9:15～17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)】
- 電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話を利用できません。
- 携帯電話からも利用できます。
- 電話リレーサービス、IP電話からは**03-4332-5241**におかけください。
- おかけ間違いにご注意ください。
- 詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/about/eforts/adr/index.html>)

● お申込みの際には、保険申込書等に記載の内容がお客さまのご意向に沿っていることをご確認ください。

MS&AD あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>

